「後期高齢者医療」・「国民健康保険」の新しい証書について

～７月３１日で有効期限が終了。８月１日から新しい証書に変わります。～

後期高齢者医療

『後期高齢者医療被保険者証』（保険証）

○８月から使用する新しい『後期高齢者医療被保険者証』（オレンジ色）を、７月下旬に郵送します。
○切り替えのための手続き等はありません。
○発送方法は簡易書留ですので受け取りの際には印鑑やサインが必要です。

『限度額適用・標準負担額減額認定証』

○『限度額適用・標準負担額減額認定証』をすでにお持ちの方で、平成２５年度も引き続き住民税非課税世帯に属するには、８月から使用する新しい認定証を、７月下旬に郵送します。

国民健康保険

『国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証』ー国民健康保険に加入する７０歳以上の方が対象です。

○８月から使用する新しい『国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証』を、７月下旬に郵送します。
○発送方法は簡易書留ですので受け取りの際には印鑑やサインが必要です。

『限度額適用認定証』　**『限度額適用・標準負担額減額認定証』**

○８月以降も必要な方は、更新の手続きが必要です。
○詳しくは、下記の「『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』とは・・・」をご覧のうえ、更新の手続きを行ってください。

『特定疾病療養受療証』

○８月から使用する新しい『特定疾病療養受療証』を、７月下旬に郵送します。

『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』とは・・・

○医療機関に提示すると、窓口での自己負担を高額療養費の限度額までにとどめることができます。
○『限度額適用・標準負担額減額認定証』は、食事代や療養病床の居住費なども減額されます。
○現在、入院や高額な外来受診をしていない方でも、あらかじめ申請しておくことができます。
○下記に該当する方は、住民課保険係または築城支所総合管理課窓口係で手続きができます。

『限度額適用認定証』
- 国民健康保険に加入する７０歳未満の方で、世帯の国保加入者に住民税課税の方がいる場合

『限度額適用・標準負担額減額認定証』
- 国民健康保険に加入する方で、世帯の国保加入者全員が住民税非課税の場合
- 後期高齢者医療に加入する方で、世帯全員が住民税非課税の場合

○手続きに必要なものー後期高齢者医療および国民健康保険の被保険者証・印鑑

※税の納付状況などにより発行できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。
※国民健康保険、後期高齢者医療以外の健康保険に加入している方は、加入する健康保険の保険者にお問い合わせください。

＜問い合わせ＞
住民課　保険係（内線２３４・２３６）
（後期高齢者医療に関すること）
福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター　０９２－６５１－３１１１